

田中九右衛門翁談話筆記

ここに紹介する「田中九右衛門翁談話筆記」は、主に幕末維新期の江戸（東京）両替店および三井組御用所の日常業務と店員生活について、その体験の記憶を語った筆録である。

三井文庫に遺された田中九右衛門の談話筆記は二冊ある。一つは明治四〇年四月二十六日に、もう一つは大正四年六月二十八日と七月一日の両日にわたって聴取したものである。共に三井文庫の前身である三井家編纂室（明治三六年一〇月設立）が、家史編纂の参考とするために行なった聴取りで、聴き手は、前者が遠藤佐々喜、斎藤隆三の二名（ともに明治四〇年一月に編纂室員に就任）、後者は編纂室主任岡百世、および遠藤、斎藤の三名である。これらの二度の談話聴取は、いずれも墨筆で浄書後、両替業史の担当者であった遠藤によって補記、訂正が加えられ、それぞれには参考資料として田中九右衛門自筆の覚書が添えられている。いまここに印行するのは、二度目の分である。それは前者が紙数一三丁

で、内容的に後者と重複するところが多いこと、後者は紙数五一丁半あり、単に分量が多いばかりでなく、項目ごとに内容が整理され、かつ実務の全体を満遍なく捉えていること等を考慮したためである。しかし前者にも後者に収録されていない内容、あるいはより詳しい箇所があるので、それらを末尾に△補足▽として補載することにした。

談話者の田中九右衛門は、三井銀行員として勤めてのち三井家同族会にも長く席を置いた人物であり、その履歴については、自叙伝ともいうべき「奉公録」を初め「田中与五郎上書」⁽¹⁾、「田中九右衛門宛辞令書」⁽²⁾などにより細かく知ることができる。これらはいずれも九右衛門の子息与五郎によってまとめられたものである。

田中九右衛門は天保一四年（一八四三）十一月、江戸本町一丁目に生まれ、幼名を伊三吉といった。一二才の時浅草蔵前の札差

大口屋鈴木源七方へ見習奉公に出たが、主家の衰退により解雇され、一時小道具類を商ったが続かず、しばらく金座役所に勤めたという。万延元年（一八六〇）数え歳一八才の時田中家四代目九右衛門を襲名し、次いで三井江戸両替店に出動した。第一回目の「経歴談」中には、生家が三井両替店から借金をしたことが縁となり、松島吉十郎の紹介で「雇一の身分で入ったとある。年季奉公人とは何かにつけ差があったようである。本談話筆記の本文中には重役の面前で筆記試験を受けたとあるが、幕末の三井においてこのような採用方法は現在のところ他に類例をみない。

当時江戸両替店の重役は、桜井与兵衛（勘定名代）、斎藤専蔵（後見役）の二名であった。田中が重役と記憶違いしたのは、向井七五郎を初めとする通勤支配格以下の者ばかりである。支配に永田甚七・田波義十郎、組頭に松島吉十郎、組頭格に拜司永造（初代）・長田豊次郎・脇田久三郎（二代目）と、ここまでがいわゆる名目役の顔触れであった。

田中が正式に手代として勤務についたのは慶応三年（一八六七）七月一日である。桜井は加判名代となり、斎藤（のち純造と改名）は元方掛名代見習に、向井市郎兵衛（七五郎を改め）、永田甚七が後見格になっており、支配格に辻銀蔵（のち二代目斎藤専蔵）、長田豊次郎、組頭に浜路小三郎（のち三代目脇田久三郎）・宇田川林兵衛がいた。松島吉十郎はその年三月に支配役をいったん退役し、九月に通勤支配となって大元方勤江戸御用所詰として再動した。「奉公録」によれば田中が手代となるには、松島、永田、

向井の斡旋があったという。

維新後の明治二年三月には諸官省御用方出役を勤めた。東京大元方設立（明治四年一〇月）後の、明治五年三月には時の大元方総轄八郎右衛門高福の手をして断髪すると同時に「徳」の一字を与えられ、以後徳孝と号するようになる。そしてまた、これを機に使用人では初めてという洋服を着用し、英語を学んだり、今後の必要を見越して洋式簿記を習ったりもした。

東京両替店と東京御用所との合併（明治五年一月）に先立って、その年四月に大元方および各営業店使用人の諸役改正が行なわれ、田中は八月をもって連役に昇格、さらに三井家制改革を断行する三野村利左衛門によって、明治六年五月には家方係（七年九月地所掛となる）兼普請方心得として大元方詰の一員に加えられた。今までの名目役は廃止となり、手代九等席、すなわち以前の支配役に相当する地位を得たのである。また通常業務のかたわら、明治八年八月には三井組に流れ込んだ薬舗資生堂の名義人ともなっている。

さて、三井銀行における田中の役職を列記すれば、次のとおりである。

明治九年九月本店用度課

一〇年二月青森出張店副取締、翌一一年一月取締に就任

一一年八月本店官金係

一二年一二月本店に荷為替事務開始につきその主任となる

一四年一月八等席、本店副支配役

一四年四月貸付課長
 一六年一月本店支配役
 一七年一月七等席、横浜分店副元締
 二〇年三月西京分店副元締、翌二二年七月元締に就任
 二四年一月大阪分店元締
 二五年八月六等席、大阪支店支配人となる。
 二五年一月本店營業課長
 二六年五月本店預金係長、一月に為替係長兼務となる
 二七年一月三等席、本店貸付係長

田中の三井銀行員としての経歴は明治二七年一〇月、三井元方へ庶務課長として出向するところを終り、その後書記三等、次いで二等へと進んだ。明治三三年（一九〇〇）七月一日三井家同族會事務局発足とともに、事務局の會計掛長に就任、明治三八年一〇月一日依願解備に至る。一一年後の大正五年（一九一六）一月、多年の功勞に対し、同事務局より特に年金千円を支給されることになったが、九月二日、心臟痲痺にて七四才で没した。

なお、田中の三井元方在职時代の仕事に維新以来の政府御用および関与した公共事業の事跡を記した『三井家奉公履歴』（明治二九年四月）の編集があり、編集兼発行人として名を出している。明治三三年六月には、大元方の命により、さきに三井家の伝記編纂に従事していた麻田佐右衛門（明治二八年五月三井鉱山合名會社理事退役後就任）の後を受けて三井家伝記取調係に就任した。この修史事業は三井家編纂室に引き継がれることとなる。旧三井

文庫員遠藤佐々喜がその事務記録に「田中氏ハ三井家編纂室ノ設ケラレタル以後ニモ議長（三井家同族會議長三井八郎右衛門高棟——引用者）ノ命ニヨツテ編纂室ノ後援トシテ屢々材料ヲ提供セラル」と記している様に、田中は退役後も編纂事業には協力を悔しまなかつた。

田中がいかに忠節なかつ信頼に足る人物であつたかは、厳正にして痼症の強いことで畏怖されていた三井高喜（小石川家第七代）に氣に入られ、のち田中が子息与五郎に談話の折、「君（高喜——引用者）ノ信認ノ厚キヲ追想シ、急ニ感激ヲ表情、嗚咽涕泣した」という「上書」の記載からも伺えるところである。

談話の内容の大意は本文中の見出しをもとに項目別にするると、ほぼ以下のとおりである。

江戸両替店の採用試験

三井両替店の所在地附家屋敷の所有について

營業の状況について

為替業務 貸付 両替 入替 通貨の種類

包金

名目役名

常務役配

重役及諸員

三野村改革時代

三井・三谷両家の関係

青森支店の取付

京都支店の取付

勤務時間

宿直員

夜判

金庫検査

休暇

食事賄

祈禱社参

月見蛭子講

台所行事

服制

式目誦読

幕末維新前後の世情不安と防備

△補足▽

穴蔵金について

飛脚

両替店の見世

なお、右の内容はこの談話筆記に添えられた自筆の覚書にはほ
沿って語られているのであるが、覚書には「祈禱社参」の次に「風
呂髪結」が入っている。参考までにそのメモ書を紹介しておく。

「一風呂髪結 風呂ハ毎日午後二時頃ヨリ時候ニヨリ隔日ニア

リ、髪結場設アリ」

(樋口知子)

(1) 三井文庫所蔵史料 追二二四八。

(2) 同 右 追二一八五。

(3) 同 右 追二一四七。

(4) 「文庫編纂事務経過大要」(三井文庫所蔵)。

凡例

一、漢字、仮名ともに現行の字体を用いた。

一、読み易くするために句読点および並列点を若干つけ加えた。

一、必要に応じて遠藤佐々喜による補筆および追記を挿入した。

そのさい本文中に墨書された文字部分はそのまま本文へ挿入し、朱書の部分には(朱書)あるいは(欄外朱書)と断り「」に入れた。但し「」はカッコの印のみ遠藤が朱書したものである。欄外の追記は該当する内容の末尾に入れた。

遠藤が訂正を加えた文字には左傍にミ印をつけた。

一、速記抄出箇所は、原本には朱の印がついており、その内容は欄外の貼紙に書かれている。(速記抄出)の文字は朱書されているが、ここでは※印をつけ該当する内容の終りに入れ、本文と区別するためにポイントを落とした。

速記抄出部分中、翁とあるのは田中九右衛門を指し、岡は岡百世、遠は遠藤佐々喜、斎は斎藤隆三を指す。

一、紹介者のつけた注は、行間の()に入れた。

田中九右衛門翁談話筆記

(大正四年七月一日三五友俱樂部)
 (ニ於テ談話筆記)

私は万延元年初めてお店ニ勤めることとなり、夫より八年後慶応三年七月一日廿五歳の折、全く店員と定まり、勤務ニ就きました。即ち年こそ変れ、今日と同じ月日ニ当りますので、斯くお話を致すことは妙な因縁と存します。

私の奉公始は廿歳前後、所謂中年者から這入りましたこと故、試験を受けたので御座います。現時の試験程度と違い、たゞ筆記を致せばよい。手易い問題ではありますが、重役席の面前へ参り、西の内全紙の上野御貸附証文を写すこと故、実ニ驚きました。その際列席の重役へ向井、永田、齋藤、宇田川などの方々と御座いました。

前回お話致した速記の中で、訂正すべき個条がある。松島喜右衛門とあるは吉十郎の誤です。本町一丁目の私宅を借家とあるのも亦誤りで、三井所有の地所を借りて居た自分持家で御座います。却説順序として先づ今日は両替店の所在地よりお話を致しませう。

三井両替店所在地

江戸両替店の沿革として、先づ其所在地よりお話致します。慶応時代には江戸駿河町北側西角より四軒目と称へ、明治初年第二期大区第五小区駿河町四番地、尋いで日本橋区駿河町四番地と改称した。この四軒目とは通り筋の町角から家数の順であり、間敷で

はない。後の改称ニ四番地とあることは一軒を一番地と定め、四軒目を四番地に宛てたためであります。此家屋敷は沽券状に唄ふ如く、永代売渡家屋敷と定めてありました。

附

家屋敷の持主を公称で家持、私称で地主と言ひます。だから町奉行所の書立ニは『駿河町——四軒目は書添へぬ——家持三井次郎右衛門京都住宅ニ付当地支配人』とある。斯く家持某と申し地主とは決して書かぬものであります。

家、有帳〔齋藤隆三家有帳〕は珍重すべきもので、これを見ても昔は町ニ番地が無く、南側或ハ東側とのみ言った事が分ります。又載せてある価格は即ち抵当価格で、御為替御用の家質ニ提供する為め記すのであります。

家質の届出は今日の登記ニ当り、名主の扱である。——名主は公証役場と見ればよい。五人組名主連印、洩れなく手続をして政府ニ納めること故、中々複雑で、一口のみニ三日を費す程、手数が入る。斯うして御勘定所へ届出づるので、沽券状を直接ニ納めるのではありません。

沽券状は有価証券ニ相当し、これが無ければ家屋敷の売買は成立たぬ。それ故家屋敷の引当には沽券状を差入れる。又沽券状を預かる証書にも『何々家屋敷何ヶ所沽券状云々』と記載するのであります。

家有帳ニ入目とあるのは町入費、積立金等を含み、正味とは所得を指します。正味は自分の住む持家のこと故、家質は上らねども

参考の爲め矢張り記入して置くものです。

この駿河町ニ住むことは、昔は中々骨の折れたやうである。……
為替店の上田が住むで居ったのも、余程以前と思はれる。私たちが存じません。

兩替店の家守は半三郎と申します。家守は名儀人でない、役目として公用、町内、自身番など町儀一切を差配するが、当今の差配人の役柄とも違ふ。自身番は町総詰であつて、仮ニ町内九人居れば三人宛、三日目ニ一度詰める。主人が勤められず、さりとて並々の代人では不都合故、家守と云ふ役が入る訳です。この家守は店使用人でなく、一種の株である。高い株でも、百両、百五十兩程で、これを五人組が保証し、名主に届け、聴濟みを請ける。即ち名主迄の承りで、公用を足す権利を獲るのです。

然し京都では時として、主人が是非町儀を勤めさせらるゝことがある。話が逸れるが京都で小石川様や私が町勤をやつたに就いてこんな話がある。私が明治二十年京都ニ転勤後、会議の爲め上京した節、小石川の旦那の許へ伺ひ、種々お話をした序、私が「京都で一番困るのは町内勤で御座います。第一待遇は悪し、席次も尻から二番目——町内二十余人家守があり、名古屋の伊藤松坂の仕入店が其末席です——の癖ニ費用は間口合で余分徴収される。何かにつけ出費が高む。さりとて早く席を逃げる訳ニも参らず、厄介で御座ります。……府庁でも何処へでも勤まります。町の方はかりは……」と申し上げると、旦那が「ソリヤ当然ぢや、私も京店名前前ぢやもので、呼出されたことがある。本人丈ニ上

から二、三番目に座つたが、然しお前八代人故詮ない」とお笑なされたことがあつた。實際東京は寄會ニ主人が出席せず、差配人の取扱のみで済む故、万事簡便であります。

文久の自火の際「駿河町富士の裾野で云々」の落首があつたが、後年三階建の建物が出来た折にも三野村さんの反对者が「越後屋の鯉鉾角兵衛獅子のやう、身代限まだいや〜」などやつた。このやうに三井ニ対しては昔から種々の落首がありました。

文久の自火は全然過失であります。兩替店は焼けませんでした。その關係書類は残つて居る筈ですが、此際類焼ニ罹つた魚河岸の連中は大怒りで「三井を叩き壊せ、潰せ」といふ騒ぎでしたが、示談が整ひ、三井から給体へ見舞金として金一万五千兩、世話人ニ金二千兩贈つたと後日復聞を致しました。勿論年賦貸も若干有つたものゝ、自然消滅ニ了りました。此示談が済むと魚河岸から見舞として、店表へ立派な板囲をして呉れました。何せよ派手好きな河岸風で建てたこと故、立派のものであつた。

こんな具合で呉服店は却つて魚河岸に縁が付き、以來は河岸中お得意と成りましたが、マア思切つた示談金を払ひ、広告料ニ利かした訳で御座います。

文久四年ニも此辺ニ火事があつたさうだが覚えがありません。何しろ當時はチヨイ〜火事沙汰がありました。

一体自火は借地人ならば大騒ぎで無論立退事です。が地主は違ふ。つまり徳義上示談ニ致すのであります。

三井の自火ではモ一つある。横浜本町の売込店でも明治十七、八

年頃馬越恭平氏が支店長⁽⁴⁾、私も勤めて居た時代に、自火を發した。店では金庫二個の外一切焼失したものの、幸ひ自分一軒焼で済みました。此時も「早く板囲をしる」と店中騒ぎましたが、私が「自火故二三日は遠慮するが可い、少くも東京から重役の着く迄待つ可い」と抑へ、控へさせました。その内重役の木村⁽⁵⁾さんが来られて、私の処置を非常ニ賞められ、早速近所へ詫び二廻り、始めて板囲ニ取掛りました。自火となれば万事遠慮をせねばならぬもので御座います。

両替店の店蔵は斎藤⁽⁶⁾さんの尽力で建て直したものであります。先づ東京市内アレだけの材料を用ひ、堅固ニ建てたものはありません。今、富士見町南家表門の北寄り、崖上ニ建つ蔵がそれで、構ハ小さいが、藪が樺の三尺で——二尺五寸は確ニあります——六尺打通しあつて確かりして居ります。この樺は払下品でありまして、丁度店蔵を建てる際、幕府の材木蔵ニ疵物の払下があるとのこと、大工長吉を下見ニやつた処、疵は浅い、立派ニ使へる、是非願ひなさいと勧めたので、払受けたのです。然し無論浅い疵穴があるので藪を造つた次第で御座います。

中蔵は室町家邸内ニ存して居る。東室町様のお宅寄りニ建つ蔵がそれでありませぬ。この蔵は元方蔵とも称へました。元方ニ關係ある蔵故かく言ひませぬ。私は委しく存せねども両替店では大元方勘定をも少しは握つて居り、其残額が常ニ若干ある。これを店の有金と別口ニ此蔵ニ保管して置いたのです。江戸元方は両替店内ニ置かれてあるが、勘定筋は凡て区別してある訳で御座います。

元蔵は当今北様ニ在ります。古いけれども、良い蔵である。始めは大切の元蔵だが、後ニは古帳簿などを積込む雑蔵として、使はるゝことに成果てました。

此外ニも蔵はいろ／＼あつた。御勤番方に附く蔵で御勤番蔵といふのが店奥ニ在った。後川端玉章ニ払下げましたが、今ならば無論売りはせぬ。當時は大抵売つて形をつけたもので御座います。台所の蔵は二つあり、また向蔵として味噌蔵がありました。味噌蔵は丁度真向旧三越入口の処に在つた溝口といふ袋物屋の裏手ニ在り、毎年醸造の味噌を三年目に食ふ時まで蔵めて置く処です。私はこれ等の蔵の終焉を何れも存じませぬ。

また此帳面⁽⁷⁾〔翁再び家有帳を繕く〕ニある通り一町目の持地面は、白木屋よりの日本橋寄り……今の西川甚兵衛店の辺ニ当ります。家質の一つであつた程故、不売却の好い場所御座います。一家家質ニ出した抱屋敷の内——廿六ヶ所、四拾ヶ所、京三ヶ所などいふ分は如何しても手を附けることが出来ませぬ。それは好い場所故売つては損になることも無論であるが、第一売却するには家質を公儀より下げることが難題で、手続が中々面倒であります。

此外新別と名付けた抱屋敷が有ります。新しき別口の謂でこれらは儲があれば勿論、損失の無い以上は店限り随意ニ売り得る家屋敷故、別口としたのであります。

然し坂本町の地所は兜町の一部ニ当りますが決して売払へぬ。其昔呉服御用に係る拝領地でしたが、明治初年一旦上地し、更めて払下を請けた処であります。

現時兜町の辺は三井の所有地であつて、第一銀行の敷地も賞典として賜つた処です。即ち一番地より四番地に至るうち一番地は二千余坪ある。これを高朗様名前で払下げ、その代金を賞典として賜つたので、その関係書類は残つて居ります。二番地も払下げ地です。三、四番地はもと小野か島田か何れかの所有であつたが、三井に移つたのであります。兎二角二一番地より四番地迄は明治当初から三井の所有であり、五、六番地の一部分が小野組所有であつた。株式取引所辺は小野組所有地であつたが、七年其閉店の際に、公売の結果三井に落つる事になつたのであります。此辺の時価ハ非常の高値であります故、買手もあるまいか、当家二とつては決して〳〵売却しては成らぬ地所の一つと存じます。

芝口店の地所は、後暫く屯所ニ貸しました。其前後——明治四、五年頃かと思ひますが、馬車屋が開店した。これが伝馬会社と同一であります歟、如何でしやう、分りません。

白銀町の抱屋敷は二丁目ニ在り、両替店の別宅連中が住んで居まして、向井も其一人で御座います。

〔この時遠藤佐々喜文久絵圖ニつき向井一郎兵エ宅などの位置を示す〕この地内ニ高津金七といふ道具屋が居て、御勤番方のお遊び場所でありましたが、それは高津が茶の湯ニ秀で、居つたからで、……マアお太鼓と申す側であります。

その近くに幕府用達茶屋四郎次郎宅も在つた。この絵圖ニ上の茶屋などの名が見えるのハ、これを指すのでありませう。何しろこの辺はスツカリ變つて仕舞ひました。本町辺ニせよ、昔の面影のある家は御影堂位で、それも今は人の噂にも上りません。

両替店ニは駿河町のを始め多くの抱屋敷があり、その掛ニ、家方といふ役がある。家屋敷方の略語であります。この名は明治五年頃大三野村が入社の際地所掛と改称した。地所をも取扱ふ癖ニ變な名だといふ理由です。

營業の状況

營業は為替、貸附、両替これ等を專業と致し、なほ倉庫、地所、家屋貸等を扱ひました。

為替

為替ニは延、參着の二種類がある。延とは支払ニ或る期間を定める取組で、其性質は現行の他所割引に等しい。此起原は元禄時代在坂の幕吏が江戸へ正金を輸送するに就き、途中の変を憂へ、また江戸大坂の町人も、仕入の爲め互ニ大金を持つて往來することが危険、不自由であつた爲めニ、それまでの正金送りを改め、為替にする方法を按出し、これを商人ニ扱はさすれば一挙兩得、安全ニ差引が附くと云ふ訳で、幕府が大商人の主人手代を召出してお命じになつた。そこで始まつたものであります。この為替の上納期限は交通不便の時代故、金高が多ければ上納を九十日、少額ならば六十日と普通猶予を許される、これは其時代を觀ても當然の事と思はれます。

儲これ等御用金の延為替は上納期限が来れば無論納めるのだが御為替金を上納に役所へ出頭、……と申して簡単に済むので納人が改めて見せる要はない。金ハ金座役人、銀は銀座役人と二人宛詰めて居て扱ひます。

夫から国庫金即ち公金の上納ニは御代官の仕出しである故、御代官手代が出張し、立会検査の上、納済の証を呉れる。畢竟御年貢金は性質上御代官納めであり、此方は掛屋ニ当ることゆへ、領収証を取るのであります。

然し御為替金上納は直接扱なれば名代が行き、私共が宰領として随ふ。仕出しを了へ、御蔵奉行の証印を請取ります。何れにせよ御用済まで、私たちは大手で曝されて待つて居ることなれば、厭がりました。

厭だつた仕事は猶有つた。別のことだし後年のことでもあるが、扱善会即ち銀行集会所の前身ですが、これニ出勤することです。渋沢さんが喧ましく、噛ミトク言ふので皆逃げた。と申すのは、会の模様が今と違ふ。二尺程高い所ニ、渋沢さんが構へて居る。……何時も頭で居る。次席が十五銀行、次ニ三井銀行といふ順だが、三井席の鼻っ先ニ渋沢さんか出て居る処へ、加へて次席の十五銀行が四時抜く故、店が矢鱈渋沢さんに捉まるので、……、処が店では扱善会より何か問はれても、答へられぬと成つて居る。例へば寄附金等に就いてすら、返事ニ迷ふ次第で、高野栄二郎さんの如き、外用ニ行く地位であるが、この会へは「今日は抛ない用事で……」などと兎角逃げ廻つて居りました。

話が元へ戻りまして、六十日また九十日の延為替で大坂から十萬両送るとする。そしてこれを江戸で納めるといふ訳故、引受けた者は其間ニ処して下為替をとり利益を得なければつまらぬ。そこで盛ニ下為替を目論見のですが、取組店からは多く担保付で、

これを組むのであります。

また、参着と申す方法は現行の送金と等しく、普通の為替送金、一覽払であります。この下為替もとりませう。

唯今下為替をとると申し上げた、その方法は、京都大坂ニは口入と呼ぶ仲立業者がある。店出入だけでも先づ五―七人も居りますが、これ等ニ「一つ為替を見て呉れる」と依頼致すと、人々思ひ／＼の得意先へ参り、為替の出入を聞く。と甲では「一つ願ひたい、五十日で」と言ふ。乙では「六十日で……」と言ふやうな注文が出る。これ等の注文を店では大概御用為替期限内の日限で引受け、為替を取組む。そこで手形が店に入る、期日になれば払込んで来る。といふ順序で、外から持込む故これを持込と申します。然しこの持込ばかりで下為替が足りぬと、店自らか能ふ限り取組先を探し纏めねばならぬ。店では余り行らなんだが、でも私は為替取組ニ歩いたことがある。長田豊次郎さん――烈しい人でした――も歩き廻つたさうです。私が下為替を取つた皮切は伊勢町の木内と申す店でしたが、その挨拶振りはこんな調子であります。私が「為替出入は如何で……」と尋ねると、先方では「左様、一兩日中ニ願ふ」とか、「日歩は？」などと聞く。私「参着……無打でも宜しいから」先方「茶の季節は未だ来月ゆへ、店の為替も来月ニ入つて下さい。なれど折角お店から来たもの故、お出合が可ければ願ひませう……。無打では困るが……私「ホンの印に願ひませう」と言つた具合で決めるのです。

これは参着の方でこちらから打を出す(逆打)のですが、取るの

は中々骨が折れる。取組のポツ／＼しか出ぬ場合が、殊ニ難かしい。尤もその内京坂から延が届き、可成纏る故、心配は先づ有りません。……店ニは御用、私用、貸附といろ／＼あり、夫々準備が整つて居る故、心配は無けれども、さりとて先^{*}組／＼と用意を完くしてあらねば後ニ延いて具合が悪い。それで其度毎、毎日成るべく出合をつけておく次第であります。

※此日歩をきく——大坂の為替景気を聞くといふことは、江戸は維新前後迄はあまり頻繁には聞けぬ故、左程厳しくない。上方とは違ひました。

※(速記抄出)

速「日歩だけ聞いて相場の景気は聞きますか、如何です、上方はやかましいが」

翁「こちら(江戸)はやかましく云ひません、維新前後迄ハそれニ聞けませんからナ、そこへ行くと大阪ハズツと進み……」

東京で為替引受を行行得る本両替仲間と申すのは、御一新前後は店の外ニ竹原、中井などですが、店は細かいのは手が廻らぬゆへ断り、中井や竹原へ行かせました。中井は昔から京坂地方に關係を有して居りました。

これ等の店々は送金も取扱ふ、現時のコレスポンデントに當る。然し扱高は無論今日程ニは及んで居りませぬ。送金区域も先づ京・江戸・大坂間位。若し御用で外地へ送金の節は正送りと称へ、正金を厳封し——糊でベタ／＼貼りつけ、容易ニ剥がれぬやうにする。二分金、小判などは抱合せ大きく包む——これを飛脚屋ニ

托し、送り届けたものです。勿論飛脚屋ニ対し、嚴重な約束即ち保險契約を結んで置きます。然し外地へ非常の大金を送つたことは覚えませぬ。秋田へ千両程、飛驒へ五百両程御用物を送つた事が、私の知る限りの大金輸送で御座いました。

また荷為替は維新後に砂糖のを最初と致します。

何しろ当時京坂の御用状は三日切の早飛脚が廿五両で、今の郵便料三錢ニ突合ふ訳で万事が大變の相違で御座いますヨ。

貸附

貸附ニは必ず担保を取る。担保ニは沽券状即ち地所をとる。沽券状ハ現時の有価証券に当ります。尚時として古金銀、米、大豆などの物件を取扱ふこともあります。利息は廿五両一分……百両ニ月一両即ち年一割二分と定まって居り、上り下りは一切無い。店貸附、御用貸附同一の利附であります。

貸附ニ就いて、序ニ申上げるが、御用所と両替店とは合併致したものの、重役同志の頭が違ひ、又營業振も両替店は確実だったが、御用所は派手で裏面に面白くない事もある、例へば島原の女郎屋への貸滞がある。と云つた具合故、従つて両方の折合がよくない。店の方で「借金を背負つた」と嘲へば、御用所側は「御用を引受け、拡張するのだ」と負けぬ風です。然しこの御用とても余り無い。官金を専ら扱ふたので、海運橋の方は外務省、文部省などを毎朝五十余人、横浜は裁判所、郵便局、県庁を十二、三人の手配で、各々廻りました。

貸附先は諸方面ニ亘ります。中に乾鰯問屋、米屋、通二丁目筋の

葉茶屋等がある。担保には地券即ち不動産を収め、商品は承けぬ。斯く厳しくするが海運橋の方では相手が相手ゆへ貸倒も生じました。

横浜店も亦貸塞一件で、店員総代りの大改正をやった。確か明治五年と思ふが、次郎右衛門様、斎藤、長田豊次郎……本山次郎吉？、私……外に田村利七（忠）が後、居残つた——が備へとして押出すことになり、その朝材木町抱屋敷に集合し、一同汽車で参つたのですが、突然私一人は止め二なつた。それは丁度地租引出され一件があり、地所掛の私が踏留まらねば成らぬと云ふ訳でありました。で其節私は横浜へは移らなうだが、聞く処では、横浜店は大騒動であつた。旧の使用人を皆抛り出し、篤次郎様（忠）を本尊ニ奉つて高瀬英祐（忠）が後を承けた。——高瀬は両三年前故人となりました。——然るに当時田村利七が勢力を張り、横浜に在つても万事専決です。東京へ来てすら、勢力があつた。尤もこれハ大三野村さんが悪い。早く申せば身最負で……為ニ結局田村に横浜を取らせ、高瀬を製茶掛として、三重辺へ貶して仕舞つたのであります。——横浜のエービー・ワットソンといふ外人等は、製茶の手合でありました。兎に角横浜では田村が成功したと称し得る。が後は全然挫けて仕舞ひました。

両替

両替とは金銀の交換、或は古金と通貨との交換を申します。店へ両替を頼みに来る者は、仲間からは随分ある。外よりは余りないが、無論来る。五百円……千円……と銀を持込んで来る。ドン

／＼金に換へて遣りました。

此両替料は品の多少により一定せぬもので、又時々変動を生じます。世上が物騒で、貨幣の保管に人皆注意を払ふ程、金を欲しが。店でも嵩張らぬ故これを買込む。斯かる際、金の両替料は騰貴するので御座います。

入替

入替といふことがあります。古金にせよ、古銀にせよ、入替は面白い。殊ニ金札相庭立時代ニハ、入替が激しい。飯島喜左衛門一件の如き口が有り、中々面白い仕事でした。僅か三日や一月の短日月で出し入レする者もあり、絶えず入替がある。例へば札相場の気配で売って見る。……或は買って見る。売る、また先を見越して買煽る。といふ調子で相場の揺れる程売買が愈々廻る。入替か益々絶えぬ。畢竟相場が動かねば思惑もなく、従つて入替が起らぬ訳であります。

夫ニ就き私が最も面白かつた時は、横浜ニ在動中、丁度十七年ニ朝鮮騒動の爲め、伊藤・井上両使節の渡鮮当時相場の暴騰した折で御座います。早く申せば貸附で、利息の入るは当然だが、当時の入替は金子を預り、且利も獲るといふ訳だから商売が面白い。例へば札一万円持参しても、洋銀五千円しか貸さぬ位にしてある故、頭金二十分余裕がある。相場が半直以上下落せねば、貸附けた店は喰込まぬ。かく貸借ニ大差をつけてある上ニ、取立てる日歩は当方の言ふ儘で、二銭五厘……三銭……いくらと附けても立派に頼み手があります。又逆ニ洋銀一両に對し、札五千兩を貸

渡すことがある——これハ素替です——。然しかゝる場合でも、相場が札五千両と洋銀一万円と直打の突合ふと云ふ訳もない。頭金を見込んでの貸附ではあるが、彼我取引すると、差引銀行が五千円だけ預かることになる。こんな手合が激しくある故、日々利子のみ二、三百円を欠かさぬ。此利子は横浜店より毎日本店へ送られるから、本店は大喜で、「出来るだけ行れ」と奨めて来る。奴が反対に二階の爺さん連は「横浜が入替で仕損じをせぬか」と心配する。斯道に最も明るい眼のある今井さんなぞまで帳簿を調べに来て「反動が来たら覚悟があるか」と尋ねた位、疑惧して居た。

——反動を虞れるが無論相場の存続する限り、仲間同志何れか一方へ寄せるから、杞憂に過ぎません。——加之私が物産会社の者ニ「銀があればいくらでも買つてやる」と戯れたことを妙に触れた結果、「横浜店では相場をやる」といふ噂が立ち、遂に今度八石川⁽¹⁾さんが井上静雄、笹岡一平等腕利を率ゐて、突然やつて来た。「店々を……横浜店から検査をするが、御苦労でも……」と言ふので、早速二階へ招じ、差引帳始め帳簿全部を検閲させた。私は平気のみか、却つて検査が済み、薩張り致しましたが、然し斯く再度⁽²⁾裁判事が臨検する程大事をとつたことは、畢竟店の苦境時代であつた為めと、入替は其性質上自然自由の利く為め、不審を打つての爲めであります。

一寸言ひ悪いが序だから申上げるとして、其頃世評に朝吹さんをコレラ、馬越さんを肺病と緋名した。その関係の貿易商會がバツタリ参つたから附けられたので、両君達が悪い訳ではないが、其

為め馬越さんは一時八万事漸々具合が悪くなつた。然し幸い利巧の人だけニそんな病氣も何時しか癒つて仕舞ました。

日本銀行兌換紙幣の発行は其後の事でありませぬ。これニ就いて私は失敗つた。といふのはこんな訳です。横浜では兌換紙幣を先づ日本銀行より正金銀行に廻して配分させる。店でも正金から受取つた。この札は奇麗であり、新しくもあり、元封の儘でもある故、我々ニはよく通るが、外国商館ではどうも信用せぬ。未だ取引に受取らぬ。丁度店は六十二番の上海バンクに当座があるので、新札を持込んだが、右の次第で断られた。店も困つて、正金へ新札六千円を金と引替に遣る、そこへ折悪しく市中では兌換が出るので相場を引落したので、正金側は評議を開き「それでは世間へ困る、三井が先立ニ交換するやうでは、横浜で兌換は発行できぬ」とあつて、その揚句ハ遂々日本銀行から三井本店へ、「横浜店では故意に発行を妨げる」と交渉して来る。そこで私が本店へ呼ばれたから委細申開を致しましたが、イヤ飛んだ馬鹿を見ました。

然しこれが縁となり、正金の頭取、支配人と懇親を結び、末ニは中村道太さんの持株を始末し、正金、中村さん共に無事ニ済ませたことなぞ致しました。——中村さんは正金の株だけで五、六十万円も儲けたと噂されたが、実は廿万四程と思ふ。それとて米商会社の頭取などニ就く内、相場——米や株——に手を焼き失敗に終りました。然し同氏も故人であり、且つ復聞きの事柄故、そのお含みを願ひます。

此横浜時代に職務上五分対等に交際した人々も可成りました。

が今は殆ど疎遠になつた。……平沼専蔵さんにも拜まれて、本店へ話をしてやった。左右田金作もよく日歩を値切に來た。随分骨を折つて遣りましたので、「田中さんく」と油を掛けたものでした。半田庸太郎、今村清之助、金子政吉なども頼み二ちよいく來た。その頃系平が盛に相場も張り、入替もやつた人氣時代でしたが、今は皆大した知名の紳士となつて居ります。

通貨の種類

慶応より明治初年に行はれた通貨は次の種類でありました。金貨ハ小判、二分、一分、二朱であつて、万延吹であります。銀貨は一分と一朱とある。その一分銀ニハ新古の二種があり、古一分ハ天保吹で、小端ぼた二桜が鑄つてあるゆへ俗ニ桜と唱へられた。新一分は安政吹で、ヤスリ眼がある。これハ一口ニ洋銀と言はれた。共ニ取交せて通用致しました。一朱銀は即ちお台場と言ふもので、安政頃の吹と思ひます。又二朱銀が安政頃一寸出來た。馬鹿ばか二大きな恰好でありました。当時俗ニしろと申す言葉があつて「大白（朱書）といへば一分銀、小しろと云へば一朱銀を指したもので、これに連れ、二分金を何となく中と申し、二朱金を赤と唱へたと存じます。」「大白、小白、中、赤ナドノコト遠藤ノ質問ニ答ヘラレタルモノナレド、實ハ判然セザル点アリ」

※（選記抄出）

翁「小判二分一分二朱これハ金……万延の……銀が一分一朱通用貨です」
 達「一朱銀ハチヨツと出來ましたがな」

翁「出來ました」 岡「何時頃出來ました」

達「安政六」

翁「馬鹿二大きな二朱銀で……一分銀で新古あり、古きハ桜と唱へ天保で一見……の……これハ桜、新ハヤスリ眼、コレハ安政吹、一口ニ洋銀でつくつたと、一朱銀が俗ニお台場と称へ安政でしやうな」
 岡「俗ニしろ」 翁「大白が一分、小しろは一朱銀……それから二分金を何となく中と称へた」

達「赤と書いたのは」 翁「二朱金でござしやうかな、……それから通用銀ならねど大判丁銀豆銀、これは當時行はれて居るので安政です。此三つは通用銀でなく……」

これ等の金銀貨はあるが、少数の計算ニは天保銭、寛永銅銭等の錢を用ひ、その補ひと致しました。

（欄外朱書）

「遠藤追記〇（印）」

予ハ其後ニ於テ調査スルトコロ左ノ如シ

「小白」……安政老朱銀（お台場）

「大白」……天保一分銀

「中」二分判（金）

真中（文政元）

草中（文政十二）

安中（安政三）

「赤」一朱金

古赤（天保二朱金）

新赤（万延二朱金）

又此外に大判金、丁銀、豆銀と言ふのがある。何れも安政吹であ

ります。但し通貨では無い。大判金ハ行賞、献酬ニ専ら用ひます
が、身柄ニより、献上または下賜ニ金一枚とか、銀何枚とか、夫
々違つたものであります。豆銀は社寺の賽銭同様ニ弄ばれた。丁
銀は古くは上納銀ニ用ひられ、後ニは新金吹立の種子ニなりまし
た。丁銀は普通一箱十貫目入であるが、主に大坂から正下しに使
つたので、其際八百貫目乃至千貫目位送つて来ます。それは為替
に組む訳ニもゆかず、又新金の種ニハ正を潰す必要のある為め
あります。——新金も安政吹小判ニ至つては金といふより銀と謂
ふべきで、実に粗悪となりました。——此正下しの丁銀が江戸
店へ着くと、何時も取扱に迷惑する。第一穴蔵へ下ろすに骨が折
れる。其上長く場を塞がされても叶はぬ。さりとて其処等へ出し
放しといふ訳ニは尚更ゆかぬ。されバ忽ち納め、忽ち済ますとい
ふやうに致すので御座いました。

※「慶応三年頃三井御用所発行の拾両札は通用せなんだと思ふ。」
〔朱書〕
〔此慶応徳川札ノ事モ遠藤ノ質問ニ答ヘラレタルモノド、要領ヲ得又点
アリ〕何しろ当時は政府が発行したとて、不承知で請取らぬ故仕
方がない。太政官札ですら、廿九匁……二分ニも足らぬ値ニ下つ
た程であります。三井の兌換は先づ故障がないが、それでも一頃
は困つたことがあります。と申すのは外人の手に入ると、引替
ニ余る為めで御座います。元来兌換の性質上、引替の請求を拒む
訳ニハゆかぬのだが、然し三井は大蔵省の命令で、兌換発行高の
一割を使用し得るといふ次第で、発行を引受けた。そして代表し
て発行はしたが政府では引替の準備をして置いて呉れぬ。だから

「何時でも引換可申」とは唄ふものゝ、引換へる力がないので困
ります。一度限りでしたが、外国人が二、三千円を引替ニ横浜か
ら態々来た処、右の次第故、此方は拒絶する。相手はプリク、怒
つて、玄関を靴で蹴りながら我罵る。然も良い通弁が居らぬ故、
尚更可けず、大蔵省へ名代が駆付けて話をつけたことがありまし
た。

※（連記抄出）

連「慶応三年頃三井御用所で出した十両札が通用しましたかな」

翁「しますまい」 連「高か十万両とかいくらとか出来たでしやう」

翁「そんなにハ出来ません」 連「写真のですか」 翁「ちがひます、

銀札でしやう」 連「銀札で金何両となり無理押付ニ両替屋ニやつ

たのです」 翁「政府で出しても取らぬのですからね、二十九匁迄

太政官札がなりました、二分ニならぬのだから」 岡「ウム……」

翁「三井の兌換ハ故障がないが、一頃ハ困つた。外国人の手ニ入ると

云々」

この兌換券より新紙幣、国立銀行紙幣と次々あらたになつたが、
国立銀行条例は完全ニ行はれて見えました。

包金

包金は本両替屋のものならば無事ニ取やり致して居た。即ち三井
駿河町、竹原室町三丁目、中井金吹町、村七 佐納木町、井善 田所
屋善次郎の五店の包金で、この仲間の会所は両替町ニ在りました。
その外本両替仲間のもの同様ニ通用した包金は、次の両替屋……
大兼よし町、安田照降町、伊勢吉良服町、石川お成道、三谷革屋町、

米平新堀……他は記憶がない……のものであります。大兼は大和屋兼三郎と申し、三井の紹介で立てられて居た。安田は安田銀行の前身であるが、其頃は極めて小店でありました。

これ等の包金が金、銀座へ渡ると、時に封を切り、改めらるゝことがある。座人が見落があると睨んだ場合であつて、肉眼で一寸上側を見る丈だが、座人が悪いと言つたものは封を切ると、屹度真赤なものである。経験といふことは恐ろしいもので御座います。安田の包は粗漏であつた為め、よく両座から突返されたが、何とも刃逆へぬ。愚図く言へば畢竟己が包の通用が狭くなる訳ゆへ、止むなく宜敷御座います、代へますと詫びる次第です。店でも偶には突返され「今日は五百両の内、二つ切られた。誰が包んだ」と調べても、自体大勢で包み、稍上の者が改める位のこと故、誰がした分だか、目印も無く、不明に終ります。この包は一人一日に一分銀五千両文け包み得れば一人前……立派の腕と賞められたもので御座います。

斯様二包む折の見損じ外に、悪い奴が包紙を替へて掛合ニ来ることもあり、なか／＼油断が出来ないので御座いました。

右申上げた両替屋の包金は世上の通用金で有りまして、公儀への通用即ち御金蔵への納金ニは、座包を以てする定であります。金貨は後藤、銀貨は常是の座包ニ限定してあつたもので、無論包紙、容函、何れも一定して居りました。

名目役名

大元、勘定名代元方掛所在店の事務を兼る、後見、名代、通勤支配、支配役、

組頭、連役(註)、平頭、平、子供、雇席、以下台所員、親方、使出し、小使と、斯う上下の役人が種々ある。で、慶応末年の両替店重役は大元(註)が欠け、勘定名代が最高であつた。次二元方名代(註)に斎藤純造、後見に向井、名代ニ永田さんたちです。また通勤ニは斎藤専造、脇田久三郎さんが、丁度宿入の申渡を受けた時で御座いました。この宿入申渡に就いてはよく存せぬ。が、予め内沙汰(註)があり、申渡の晩或は翌晩に宿入をするので、箱提灯を供ニ持たせてゆく。上役も誰彼といふ事なく、送つてゆく。宛然狐の嫁入で私も見て面白いと存じました。

以上通勤支配役までが、通勤即ち内宅(註)を許され、支配役以下は店に詰切であります。但し手当は連役となれば渡されるので御座います。

(網外朱書)

「名目役名の条、並ニ後述の重役諸員の条ハ編纂室ニ保存する実録と相違の点少からず、蓋し五十年前の古きに関するバ翁の何時か記憶を誤られたりと覚ゆ」

常務役配

これ等の役人が扱ふ常務の役割は次のやうな手配で御座います。

- 一 店重要事務——後見、通勤支配
- 一 貨附為替等——支配役
- 一 賭方調度——組頭、或ハ組頭株(格)
- 一 一家方、地所係——組頭、連役、平
- 一 出入番、金庫番——組頭以下平

一書札方、進物方——平

書札方とは妙な唱へであるが、書記ニ近い。進物方を兼ねて居ます。当時小久保佐助などが扱つて居りました。

一使者番——平

一受付、雑務——平、雇員

一目錄方——

以上諸役の外ニ目錄方と言ふのがある。帳面の仕上げ即ち諸計算を担当する勘定方であります。この掛ハ定まつた人が勤めるので、当時は増田林右衛門の掛でありました。

重役及諸員

右様の名目役名が設けてあるが、当時の重役その他は次の如き顔触⁽¹⁷⁾でありました。

備考

×死亡

レ五年八月組頭

○同年同月連役

×桜井与兵衛 明治元年死亡

×齋藤純造

首席 勘定名代

×向井一郎兵衛

七五郎改

×永田甚七

通勤支配

×齋藤専藏

辻銀藏事 支配役

×長田豊次郎

支配役

×脇田久三郎

親路小三郎事 親頭 支配役

×宇田川林兵衛

組頭

×レ松井改姓

組頭

×レ奥野芳藏

組頭

×レ山本改姓

平より

×レ杉本久次郎

組頭

×レ藤田富之助

平より

×レ志村清次郎改

後組頭

×レ向井小右衛門

後組頭

×レ森田寅吉事

平より

×レ高野栄次郎

後組頭

×レ山本文助より

平より

×レ小久保佐助

後組頭

×レ金谷直次郎事

平より

×レ後桜井与兵衛

後組頭

○小谷友藏

後組頭

○笹山由三郎

後組頭

○永田清三郎

後組頭

○北岡文兵衛

後組頭

○田中九右衛門

後組頭

これにて一時休息、昼餐にうつり、また少しく憩ふ。その間翁は使用人のことより三野村の改革、三井、三谷の關係、取附遭遇などつき／＼に語られたり、乃ちこの条ニ附けて録すことと爲す

附

明治初年の使用人

遠藤佐々喜、本両替屋判形帳を翁ニ示す。翁明治五年の条を披⁽¹⁸⁾き、所載の店使用人につきその苗字を教示せらる、次の如し

虎吉 高野

重太郎 松林

由之助 長田

福太郎 脇田

友藏 小谷

由三郎 笹山

富之助 藤田

栄次郎 高野

勝吉 堀田

小野は長年勢力を持続して居ただけに、使用人も六十余人を数へました。竹原は主人が変な病氣に難み、廢業致した。其際孝兵衛山口、伊兵衛八代、勝藏苗字を失念す他二一名を三井へ雇入るゝことになりました。

大坂両替店の中井由兵衛さんが斬られたことハ覚えぬが、背に大きな斬疵は私も見た。屢々面会致したが、非常に精勵の人で、暑中にも最後まで店に居残つた。私たちが帰り際「お休みなさい」と挨拶すると、「今帰つたとて何うするの、店の方がいゝ」と笑ふ調子です。また中々嚴密の性質であつたが、それでも三野村さんには遣られました。三野村さんも少々変つた人で、或る時大坂店へ着くと碌に挨拶もせず、「帳面を見せろ」とて、総勘定などを調べた揚句、「中井さん、あなたはよく勤めなさるが、毎日帳面を見てこの印は何んだ……重役ぢや無へ」と捨科白で其儘ズーッと帰って仕舞つた。……中井が見落しを捉まつたのです。サア流

石の中井さんも熱を出してネ、早速進退伺を出したといふことで、この後東京に転勤されたのです。

斯う三野村さんが極めつけた訳は、その頃東京の大元方が何彼に京大阪の店から抑へられ勝ゆへ、先方を挫けと、攻めたので御座いました。東京大元方が京大阪の店に兎角引け手であつたことは、例へば西邑19さんが副長で、全権を握り、東京へ転じた後すら、大阪の方が気が利くと評して居た調子でありましたし、また私が東京の貸附を扱って居た際、荷為替を京阪に振出した遣り口が、先方の氣に入らなだ為めのでしやうか、東京の様子も視たら可からうといふので向から西村定次郎20さんが来た。……私も予ねいきさつを聴いて居たから、「検査的ニ視るのですか」と反問したら「イヤ、そう云ふ訳では無い」と調べを為なんだこともありました。

三野村改革時代

三野村の改革時代は一寸でも古い話を致されぬ。従つて古帳面は焼捨てる、売払ふといふ始末でした。例へば日常の帳簿類などは従来店戸棚の押入に片付けて置き、古帳類、古天秤其他の雜品は重に元蔵に仕舞つて置いたのだが、これ等の帳簿ハ帳面屋を呼んで、要不要に頓着せず、ズタ／＼に断ち截つて仕舞つた。今では惜しく感じますが、勿論この氣風で押し通さねば三井に限らず総じて革新の実を挙げ得ぬと存じます。

かゝる次第で三井には古い書類は少ないが、中井には今以て保存されてあるかも知れぬ。彼の建物は蔵囲い故、火災に罹らず、過

きたらうから、種々保存されて居やうが、アソコには知合が無いので分りません。

夫ニ就いて想ひ起すことは、昔中井の御主人と知合となつたこととであります。それは道具の会合とて発起人が斎藤銀蔵で、中井の主人の外ニ三谷弁三郎、深川辺の酒屋、それニ清水伝兵衛、私とモ一人……エ、何でも都合十二、三人の連中が道具の持寄り会を催したことから知合となつたのです。

この催はその頃の出来合物、化粧品……印刷局製石版など……といった風の持寄りで、つまらぬことだが手ン手ンに己が出品を自慢し合ふ。中井のやうな豪家の主人でも五厘の高下を論ずる騒で、なか／＼の娯楽でありました。

三井三谷両家の関係

この寄会仲間の三谷弁三郎も三谷三九郎一家ですが、三谷三九郎といふのは盛大のもので、自尊がありました。話が横へ逸れませんがこの三谷の外に仙波、湯村など当時の豪商の終は奇妙に店と関係があつた。最初湯村が思はしくない。其地所を店で引受ける、と、仙波からも亦頼みニ来た。これは芝廻りニ地所が多く、且つ安値であり、受け易かつたが、然しその後ニ来た三谷のは少ないが金高は其頃で三十万円……大したものでありました。この三谷家が倒産の元はお出入の長州、会津両藩へ用達でた大金が回収し得ぬためであつて、維新後華族方ニ掛合つても、藩政の事は知らぬと眺ねられる。それで貸附けた仁が皆倒れました。

この三谷は長州藩の筋合で、陸軍御用を勤めて居たが、大穴を明

けた、明治五年三月……と思ふ、油五万三千樽程を担保として四十五万円の札を借出し⁽²⁾。辻純一の仲介で米商会社なども連印してのことです。処が始は樽数はそれだけ有つたであらうが、或は三谷と喰合ひの者が逃げなどして、大變の手違ニ成りかけたが、米商会社で責任を負ひ、其樽数だけを纏めて担保ニ障らなくしてあつた。と申して、これを売出す訳ニ參らない。——莫大の樽数があるため相場が上らぬ。売出せばなほ下落して困ります。——やがて若干片付くうち、陸軍側と面倒を生じたので、三谷が三井へ「助けて呉れ、財産を担保ニする」とやつて来た次第です。その際私は地所掛ゆへ、深川の三谷の出店へ参り、担保の書拔を改めなど致しました。そこで三谷は三井ニ頼り、陸軍ニ負債を償却する。処分も蒙らず済んだが、この時から三井が代つて陸軍御用を引継ぐことになつたので御座います。

さて三谷も一時はこれで凌げたが、何うも成らぬので、此方の中上川時代ニ「決算をして呉れ」と追つて来た……これが即ち明治三十三年取附の原因で御座います。

三谷一家の言分は「三井が高価の地所を安く奪つた」といふにある。然し三井は時価で譲受けたもの故差支へない。且つ又直接頼込ニ来れば兎ニ角話も落着いたらうが……然しその内例の新聞沙汰ニ及び、彼の始末故、中上川さんも遂に我慢して井上さんを煩はした次第ですが、剛腹の中上川さんも流石その節は感じが強くなり、私を呼寄せて、「お前が取附を喰つたその処置を話して呉れ……何分己は始めて遇つたので……」と諍はれた。私「準備す

ると申す外ニどうもお話の仕様が「ない」中「準備……有価証券として動くのと動かぬのとあるからナ」私「私は知らぬが、ずつと前——廿四年のより——の取附騒に渋沢さんが準備を堅固ニなすつたことを聞いて居ります。内乱ニなれば是非も無いが、先づ信用上別積を……」と私が答へると、果断の性質故、直ぐ命じて、日々本店、支店の在高を調査掛で表ニ探らせる。——後ニハ毎土曜日ニ作ることに変更しましたが——そして絶えず注意を払つた。各店有金の総高は相当の額ニ上るので御座います。

一体日本のコレは役ニ立たぬ。少しでも銀行の噂が悪くなる、預金者はすぐ取附をさせる。また取引先は冠約束で、銀行ニ担保を入れてあれば担保一杯ニ引出すし、冠が無ければ無いで、すぐ取附ニ来ると云ふ始末故、仕方が無い。……私は前後二回取附ニ遭つたが、右の訳でどうも致方ありませんでした。

青森支店取附

その一つは西南戦争当時青森の支店の取附です。現送方を本店へ急報しても利かぬ。途中の不便もあるが、肝甚の本店が必逼時代であった。それに青森支店は貸附を許されぬ故、平常は余る金をドシ／＼函館支店へ廻すので、手許は常に空である。其処へ突然津軽士族の抜刀隊が出動するため、金が入用だとして取附です。——この出兵ハ津軽華族が政府の命を含み、態々勧誘ニ来たためですが、然るに前述の次第故、実、仕様が無い。函館支店ニは長田氏が控へて居たが、本店より船便が無い。申遣つても仕方が無い。然らバ陸送の……これも十日かゝる。其上本店ニは森藤五郎、

麻田佐二平なんどのお勝手者揃であつた故、返事ハ「函館と相談して都合しろ」とのみである。為替と申しても……警視庁から内務省ニ上申せねバこれも取れぬ。ヂヤと申して表面、国庫金の預りがある、支払はぬと跳ねつけられぬ。……真実イヤ此難場ニは困却致したが、幸の事からやつと助かつた。それは斯ういふ訳です。当時地方庁で三割迄預け越して宜しいといふ規定があつたから、早速県庁へ担保のあるだけ、全部店へ預金して貰ひたいと内願した。太田といふ会計課長は厚意を寄せて居たが、何分役所も有金がない……つまり無い袖は振れぬといふ訳だ。……が、ありがたい事ニ時の令公山田秀典氏とて金子子爵夫人の殿父が大ニ尽力して呉れた。それは県庁には官吏の積金があり、かねて伊藤善五郎と申す土地の豪家ニ預けてある。これを秘密ニ繰廻して下さることに成り、眼立たぬやう、今日は百五十円、明日は百円と徐々に伊藤より引出しては此方へ別預りニ入れて下さる。——三井ニ信用ある結果ですナ——そこでこれで補つては支払をする内、やつと本店の送金が届きました。其額は忘れたが、これで無事ニ助かりました。兎ニ角明治初年店ニ預り金が無い……實際無いのを押切つて乗つ通し得たのは、全く三井の信用と其堅固の基礎ニ由ること御座います。

京都支店の取附

またモ一つの取附は明治廿四年の京都一件でこれも大変でした。国会新聞などで盛ニ攻撃する。改新党側の六新聞も矢を揃へる。尤もその前にも拙い事を書かれた時取消したもの、中井三

郎兵衛⁽²³⁾さんが「ナニ遣らなくつてもよい」と頑張ったので彼の始末です。

私たちは斯様な苦い経験があるゆへ各店に若干の準備金があれば、取附騒が生じてても、十分応じられると信ずるので、されバ中央集権制と為るなら、万事見通して指揮せねばいけぬと思ふ……中上川さんニ準備金の必要を説いたのも、此意味で御座います。が、ものは済んだ後に、兎角ニ気がつくもので御座います。

何しろ明治の初めは三井も一時なか／＼の苦境だったので、明治十七年頃でさへ物産会社は、支那には既に上海香港に支店があったが、総体ニ小規模で、資本金も百万円未満ニ過ぎなんだ。処が、今は資本金二千万円、支出額も何億を超ゆるとは、実ニ驚喜の外は無い。昔は億の数字は、寺子屋で見える位のものであった。近年になつてさへ……何年前であつたかナ……日本は外債を一億五千万円も背負った。大變の負債である。国家の前途憂ふべしと騒いで国民がおの／＼一口十八錢以上を支出する割で一致償却しやうとの目論見があり、私たちも林静雄などの勧誘で一人三口五口と融金を始めた処、何時となく立消えニ終つたことがあつた。一億あまりの外債ニすらこんな騒のあつた時代と比べれば実ニ隔世の感が……夢のやうに思はれます。

勤務時間

さて話が分散りましたが前の重役役員ニ続きます。役員始め一同の勤務時間ハ即ち営業時間のことであるが、別ニ張出した規定もなく、また問ひも致さぬが、普通午前十時より午後四時位迄で、

御用其他急務ある際は、無論臨時に夜業も致しました。

宿直員

宿直は宵番と明番^{あけばん}とにわかれて、午前二時交代であります。宵番は支配役又ハ組頭位で、子供が附く。明番は平の若衆一人、雇一人、外ニ……小使がこれニ當るのであります。

夜判

宿直者は銀行組織ニ変更する以前は見廻りをする事が無い。がその代り夜判といふことがあつた。それは夜十時になると門を鎖しその鍵を宿直の支配人ニ預けたると、直ぐ小使が室々を「十時です、十時です」と触れ廻る。これは「御判です」とも言ひました。そこで店詰切の者がかはる／＼支配人の面前へゆき、各自判を押すことを夜判と申すので御座います。この定は紀州家に夜判の式があり、その辺から「大家では、為ねはならぬ」と勧められ、採り行ふことニなつたと申します。古い事ではありません。そこで判を押し「お休み」、「お休み」つて挨拶も済んで臥所ニ入るのですが、サアその後が大騒ぎで、密ツと抜出す者がある。何分多人数故どうも仕方がありません。

中ニはこんな男も居りました。名前を忘れたが、大阪辺の生れで、遊び好きであつたから、小使ニすつかりつかまして、戸締後、態と自分が戸を内で叩く。すると小使が「誰か戻つて来たナ」と、鍵を宿直から借りて明ける。拍子にその男が飛出してゆく。といふ苦当で、後ニわかつた時は、流石の皆もあきました。

〔岡主任の時嘗て松島吉十郎君より当時布団二層籠を押入れ、臥したる状を装ひて外出したるものありきと聞けり、と語る〕

で、こんな連中の帰りは、翌朝です。朝九時頃迄ニ歸つて居て、着到帳ニ判を押せば済む。然も着到帳は十一時頃迄出してあるから気楽なものです。尤も朝は万事ニ寛やかで御座いました。

然し銀行と改称の当座は監督嚴重で、出勤時間を励行し、高喜さんが朝九時から、チャンと座つて居られたので、イヤどうも皆が困りました。新聞では改正の際、斯くあるべき事と、賞めては書かれましたがナ。

金庫検査

金庫の検査ハ当今と違ひ極めて簡単でありました。検査日は不定であるが、一ヶ月乃至二ヶ月目ニ支配人が一日当番となり、出入番扱の帳簿類を調べる。即ち先づ前日の帳尻と、当日の出入とを見る——此前日の尻は、帳合方より差出すもの故、その以前へ溯つてまで、調査する必要がない。今でも銀行がこの法を採り、可い事です。——それから店穴蔵^{見世}床下、元方穴蔵^{中蔵}床下の在金を検査し、出入の見競が合へば、よいのです。か、此検査ニは先づ出入番の挙動ニ注意するといふことであります。

休暇

店の休暇は一年間甚だわづかであります。正月三ヶ日、……四日より七日迄ハ半休十二時限、その外正・七の十六日、五節句、暑寒の大掃除位で御座います。然し小遣銭を持たないので、店で将棋などに遊び暮します。尤も碁将棋のあそびは、御勤番部屋では朝

からもやる。店の者も重役が帰つた後は、何時でも随意である。増田林右衛門などは好む道として「今日は朝から三十六番打つた……」などいふ豪の者でありました。

それから季節の休暇として花見、涼、顔見世芝居……この三度ニハ一日宛繰合せて休暇を呉れた。当日ハ小遣を少しだが呉れる。重役が一兩、吾々が二朱だけ貰ひました。又参宮等ハ三年ニ一度当り、二週間乃至三週間の休暇が許りました。

これ等ハ公休であるが、その外私の暇として、亡き親の展墓に行く事を願ひ得る。遠国の者ならば数日間の帰省を許されます。

食事節

食事は平常頭より尻尾迄、全員朝汁つき香の物、昼一菜、香の物、夕食香の物だけ、といふ献立で、香の物は沢庵ゆへ、「これが嚙れば辛棒ハ出来ぬぞ」とよくからかはれました。

然しお三ン日——朔日、十五日、廿八日——ニは朝ニ一品、昼ニ魚類——刺身とか玉子焼位がつきます。又月一回酒番^{まかぼん}と唱へ、夕餐に一寸した御馳走と酒が振舞はれ、酔態まつ差支なしといふ無礼講がある。取分け正月の酒番ニは相当の特菜が添へられます。この酒番の委細は笹山由三郎さんが却つてよく御存知と思ひます。

変つた食事としては正月三ヶ日間は大抵雑煮攻で、日々特菜がつく。宝汁、松金豆腐なども添へられてなかく、甘い。これ等の献立は齋藤銀蔵さんが委しく書き記して持つて居ります。

宝汁とはいろいろの菜を交せたるたのしみの多い汁です

松金豆腐とは俗ニ待兼豆腐と呼ばれ、種は昆布汁で豆腐を煮るのだが、前晚から煮立てるゆへ手数のかゝる料理法であります。その廿八日は大盤振舞と唱へ、鯛あげ、鮫鱈汁の如き定式の副食物も御座います。

毎月六日松樹院様御命日には麦飯、とろろ汁、また十月三日の栄昌院様御命日には納豆汁が振舞はれる。何れもお好きであつたと云ふためであります。

納豆汁とは納豆を粉とならぬ程ニ砕き、味噌汁ニ入れる。頗る風味があります。

祈禱社参

正五九月の三冊神社祭礼ニは、被願社のこと故参詣する。従前ハ稲荷講と唱へたものがありました。

正月ニは大般若經の拜みが店ニ行はれる。浅草寺正智院とて、浅草寺より右側二軒目の寺より僧が来て經を読むので御座います。

五月六日、七月十三日、十月十三日……この三日は眞盛寺の法会ニ代参が行く。

この外代参の主なるものは、三月遠州秋葉山へ、四月日光東照宮へ……この二度の代参であります。

秋葉山へは火難除の祈禱ニゆくので二月一日発足する。私は明治二年代参を致しましたが、これが店で最終の秋葉山代参となりましたから、その折の様子を御話致して置きます。

実は其節未だ私の番では無かつたが、代参すべき仁に不幸が生し、私ニ廻つた次第であつた。代参の儀式は中々厳かなもので、

先づ凡一週間前、その旨の申渡しがあり、「前々の振合を聞き、無事ニ勤めるよ」と言はれる。更ニ出発の前々夜二になると、重役が大抵二人、代参の自分と向前二座り、改めて申渡をする、それは「此度貴方が代参をお勤めなさることとなつたが、無論火防ぎを祈禱するためであれど、類焼は時ニ止むを得ぬ。唯廣るゝことは自火である。折角祈つて防いで来るやうに。で、あらたかな神様ゆゑ、よく前任者ニ質し、大精進で果さねばならぬ」との意味で御座います。その言渡が済むと、一廉の馳走を戴きます。目下集会所ニ保管してある大盃即ち出船入船と銘あるものもその時に現はれた。旅費は一定致さぬ。無論何彼に費ふ故旅費のみでは不足となるが、重役に挨拶して廻れば銭別を呉れる故、どうか凌げるので御座います。そこで色々振合を前勤の宇田川林兵衛ニ質ねた処、「精進ばかりぢや耐るものか、下山したら森宿、掛川、後は構はぬ。ナニ代々仕来りだ」なぞと内幕をすつかり教えて呉れました。

道中ニは定宿がある。小田原の本陣中村屋もその一です。これ等ニはかねて貸附のあることゆゑ、宿へ着いて「今度私が代参で……」と云ふと、亭主は「イヤ御苦労で……年賦の残額は何卒お帰りに……」と挨拶します。この年賦貸附といふことは、仮令一度の返済、高が一朱、二朱とかほんの少しより取れぬが、旅行者の補金となり、又貸附のため、宿屋でも丁寧に取扱ひます。例へば私が大井川ニさしかゝると、川留ニなる処でしたが、福井の方と二人で涉ることが出来た。拘欄附二人乗の台ニ乗り、五六人の川

人足に担がれて、可成^{かぢ}深みを越したのです。これも川人足ニ羽振のよい島田金谷の間屋が定宿であつたため、斯く定宿への貸附は、万事ニ都合の好い思付で御座いました。

月見蛭子講

月見蛭子講などニ付夫々儀式がある月見ニは店員一同発句を作る。これは出来んでも命令的ニやらされるので随分苦しみました。蛭子講ニは御勤番方が御列席ニなる。昔はこんな事もお楽しみの一つで御座いました。

台所行事

台所の行事としては、十二月初旬味噌搗と云ふことがある。大豆を台所の大金でふかし、太い丸太でそれを踏み附けては——足で踏んで居ては間ニ合はぬ——幾樽も造りますが、それより豆を出入の者に配る方が多い。で、ズン／＼遣る。すると貫ふ義理ニ大工、左官、人足、鳶、誰彼一所ニ飛込んで、ヨイトナ／＼と掛声で丸太を踏み、手伝ふと云ふ大騒動で、如何なることがあつても、味噌搗は毎年必ず行ひます。此味噌は一年中の使用分を毎年醸造致し、味噌蔵ニ貯へて、順繰り三年以前の分を食用に供するので御座います。

十二月月末には餅搗がある。甚だ盛大ニ行はれるが、勿論沢山搗かねば到底足りません。処が御儉約令が出ると、店々御宅々皆餅搗が行はれぬ。此点は味噌搗と違ひます。例へば京都焼失の際も元方令でこれを止めたのであります。

服制

服制は明治四、五年頃迄は励行されてあつたが、其後漸々自然ニ廢れて、羅紗羽織を着る者も出来ました。

当時履物ニ畳附を履くことは旦那方ニ限り、重役すら履けぬ。薩摩下駄や日和下駄履きを普通として居たので、斎藤純造さんは第一銀行へゆくに、日和下駄を履き通したものです。洪沢さんの写真に畳附の履物を履いた所のおありといふのは彼の方は店の者でないから構はない。然し店の者として陰ではこれを履かぬでもない。遊びに行くには畳附でなければ気が利かぬ。といふので、出入の洗濯屋などに密つと預けて置いたものでナ、それ故三野村さんがこの中宿を全滅させにやいかぬと力んだ程で、想へばまるで夢のやうで御座います。

式目誦読

式目を読み聴かず式は、私の在動中或は一、二度あつたかと思ふ位です。兎ニ角慶応迄は執行されたが、何分時世ニ適はぬ文句もある故、読んで居られぬのでその冬遂に中止となり、其儘廢れました。

維新前後の店の事情はザット右の次第であります。この幕末一慶応三年冬頃は甚だ物騒の世の中であつて、店近くの中井、伊達の二軒に押込騒がありました。そのため店でも嚴重の防備を施しました。

この強盗一件は大騒動で、この届も〔翁その写〕^{書を示す}その節の写であります。斯様二届ニは名主も連名である。此辺の名主は石町三丁目

二住む伝左衛門山本と申す者です。名主といふもの、管轄区域は土地ニより異同はあるが概ね五―七町の範圍で極く広くても十町を限る。店附近即ち日本橋辺を五、六町も支配すれば大した名主で御座います。

中井の強奪された金子を現価ニ換算すると十七、八万円ニも当りませう乎。尤も私の換算標準は物価……先づ衣食住で平均を視る。衣服などが割高ニ趨つて居るので、例へば花色絹はその頃七十五銭乃至一円弱みであつたが、今は七、八円の売値であります。但シ地所家屋の賃貸は割合ニ騰貴して居りませぬが、概略目下は慶応時代に比べて十分廿倍の騰貴と見て差支ありませんまい。

さて中井へ押込のあつた後、また両替町の伊達とて、金貨渡世の如うな家へも強盜が襲つた。処が伊達は中井の騒動で既ニ警戒して居たこと故、かねて万一を慮つて天保銭を千両箱ニ詰込み、真物らしく巧んだ奴をソレと強盜に渡した。だから必度その仕返しがあること附近では余計心配した。

店でも大ニ心配して先づ表をへ切り、夜警を始めた。長吉、元吉といふ二人が火の見ニ夜番する。店と御勤番部屋との堺ニは鳴子を取附ける。ソリヤいろ／＼の訳ニなつたもので番人も居りました。やがて表を開つて角形の鉄棒の厚味八分から一寸程、高さ五尺位のを挿込み、人間業ではとても壊れぬやうにしつらへた。

——これは三越の先ニあつた金物屋の鉄はしに作らしたので御座います。

その折の事に就いて秘密のことかあつた。金庫の手仕舞は殊ニ嚴

重を要する。二つの穴蔵があるが襲はれてはならぬ。これが何よりの案じて、是非秘密の構をせねばならぬ、誰に洩れても、成らぬとて、職人ニは血判の上取掛らせるといふ程です。その穴蔵の一つは元方向蔵勘定場の下であつて、これに鍛冶仕事をする大工が二人懸つて外部を二重……中仕切に鉄柵といふ構へを作り、ヨシ外側が壊れても、中で拒ぐやうにして、且つまた光線の洩れぬやうにと嚴重に仕組んだ。……店ニはこの外ニツ蔵があるがこれは破壊されても、詮ないと覚悟して居りました。それから、モ一つの分は隣り地の拜司蔵——拜司栄造の住んで居た所の蔵——の床下を堀つたので、穴蔵と申してもへ切で、上に石蓋を敷詰めてある。堅固の設であります。ここへ金子をいくら運び入れたか私は存じませんが、一同寝静つた真夜中に運んだので、その事すら重役と、御相談ニ与つた私位の外ニは、誰も知りません。ただ金が無くなつた。深川へでも移したの乎、時節柄尤だ、位ニ思つて居つたらう。誰も口までニは出しませんでした。斯く秘密ニ処理した訳は店の者ニは間違も無いが、小使なぞ輕い者から、ヒョツと洩れないとも限らぬためであります。……斯かる秘密の事件を私が洩したのは今日……唯今が始めてですが、全々世界が變つた現時の事故障りないと存じ、打明けるので御座います。

で、この中井・伊達乱入の當時を暗黒時代と申さうなら、今日はあかるみへ飛出した感がある。例へば町木戸を取除けた当座は町の締りがつくまいに、よいのかナと万事斯う思ふ種ばかりであつた。この木戸は暮六ツ……大抵日没に戸を閉す。見附でも同時刻

人夫が寄つて締める。見附や町木戸の締りは斯うついても政府の締りは行届かぬ。一口に申せば安眠が出来ぬ時代で御座いました。不眠……に就いて想起したが、私が高喜様の護衛になつたことがあります。高喜様ハ癪が強い上、時節柄碌々眠られぬためであります。私が召されたのは如何なる理由か、……マア糞度胸があると思はれたのでしやうナ。慶応三年九月三日、永田甚七さんが私を呼ばれ、永「彼の通りの御氣質ゆへ、夜もお眠りが無い。端が心配して何ふと『御居間の側へ九右衛門を寄越せ』と仰しやつた。今晚からお次の間へ臥せるやうに」私「承知致しました。が、三日御猶予を」永「イヤ何の猶予もあるまい」と切突かれた。永田も高喜様に劣らぬ氣短なのです。

私も詮方なく「実は今晚——その慶応三年九月三日ですよ——妻を娶るので……」と白状したので、永田さんも「ヤそれは目出度い、そんなら構はん。然し旦那ニ申上げやう」と奥へ伺つてから、永「当人の都合を許して、三日でも十日でも暇をやれ、用もあらうから」とのお言葉だ。然し噂位ありそうなものだつた」私「イヤ私は身分が無いからお屈をしないので」と言つた仕儀で嫁娶りが露はれて、大分方々からお祝儀を頂戴した。……既う四十九年前の昔と相成りました。

この護衛に上つた御勤番部屋と申すのは、八畳座敷と次の間と僅か二間に過ぎない。〔この時遠藤佐々喜兩替店を焼失以前この絵図面を披きて翁ニ示す〕この絵図は焼失以前のものゝさし絵図でありまして、概略変りませぬ。然し此図ニハ庭も附属してあり、未だ可いので、一頃……明治六年と思ひます

が、御勤番の高喜様が中蔵の二階に窮屈を忍ぶ破目二なつたこともあつた。それは御用所と店との合併で、多人數寄り合ひ手狭のため、遠慮のない三野村さんが「旦那を外ニ追出して仕舞へ」と申す。高喜様も「皆が困るならおれは何処へでもゆく。中蔵の二階が明いて居るから、其処へゆく」と移られて、お部屋は遂々食堂と變つた。処がこの蔵ハ押入附八畳敷であるが西一窓で蒸暑い。私が普請掛兼務の折ゆゑ、御相談の上柱を片抜きにして裏窓を明けることに計ひますと、「此奴はよく成つた」と大層およろこひでした。斯様に両替店の御勤番方は、実に手狭の場所ニ不自由至極ニ過してお出なされた。

これと違ひ呉服店の御勤番方は広い座敷を幾間も持たれた故、先づ御氣樂であられました。

さて話が前二戻りますが、物騒の世情故何時如何なる事に成行くやも知れぬとて、店員それ〳〵用意金を渡されました。私も金三両を貰つた。兎角する内幸に静謐ニ復したので、「サアこれは返却せにやならぬ」と言ふ者もあつたが……「ナニ構やせん」とナ、……既う疾ニ使ひ切つた奴も居る始末で、話は愚問〳〵ニ消えました。

然し兎ニ角上野戦争の折、一度立返騒がありました。其頃は夜警を順番にしますので、店は六、七人しか居らぬ故、二日乃至三日目ニは直ぐ番が来る。それニ私は下っ端の追廻しですから人が厭かる事もしてやるもの故、よく代理の夜番も頼まれました。

丁度上野戦争の前夜も私の泊りでありました。実ハ其前夜も私が

勤めたのですが、当番の男が私より一枚上で、……病人が宅ニあるからとかナンとか言つて頼むので、承知した訳です。この上野戦争ニ就いてはかね／＼内情の探れるやう、筋々ニ内願をしてあつたのでしたが、丁度夜九時頃某所から使で状を届けた。早速披くと「今夜始める、用意しろ」とある……常の宿直なら午前二時交代で、寝るべしだが、サアそれどころで無い、永田さんなどが「なんでも中蔵へ詰める」と命ずる。焼けても助からうと蔵を二重二砂詰にする。万事かねての手配通り、事運んだが、夜気沈々、音もせぬ、静だ、寂しい。「戦ハ始まらぬ」など話して居ると、愈々やり出した。「ソレ旦那のお立退き、小僧も立退け」と芳屋、林留右エ門の扇橋の別荘へ退かせました。今この地面はあれど旧時の建物は無い——店の者は動きません。お見舞として交代二回つた位ニ止まります。

さて上野が焼ける。明方から始まったが、「どうだらう、見てへもんだ」ととう／＼翌日出掛けました。未だ戦死も片付かず、所々ニある。見物人は群つて居る。彰義隊の逃げた後故、ずん／＼ゆけます。だが余り奥へも参らず、車阪の辺ニ知合の老婆を見舞ふと、別条が無い。戦争があつたさうだ位の呑気さです。それより浅草へ廻り、帰途浅草見附へ掛ると却つてこゝが嚴重で、官軍がツケ、竹に賊の首級を二つ載せてありました。

斯様の次第で世間が騒がしく、中井や伊達への押込以外ニも猶所々方々ニ暴動があつた。車に旗を立て諸家へ押掛けて米を出せなど難題を吹き、応接が悪いと、直ぐ打壊す。丁吟も襲はれた一つ

です。此暴動は与力、同心の力では鎮め得ず、遂に町奉行出馬といふ例外な戒嚴令を布いたのだが、未だ治め切れず、酒井左衛門尉、尋いで田安大納言が市中取締を命ぜられ、始めて庄附ける事になりましたのです。こんな次第で世上の変遷は何事ニあれ驚愕するのみで御座います。

本日お話致すべきことは、大要以上のことで尽きました。三井組の仕事は公用が多く、両替店の業務と少々違ふこと故、追つて改めてお話を致しませう。此外当時秘密と致したこともあるが、昔は秘密となれば決して書類に残さぬ。帳簿には普通定例の記事のみであります故、却つて大事の事柄が今ニなると、くるしんだとか、滑稽だつたとか言ふことがあれば回想し易いが、左も無ければ自然分らなくなる。事務局ニ勤めて居つた頃、物産会社の宮本さんに書いて上げたものもあつたが大分略してありました。これ等も何れ考へ出してお話をすることに致しませう。(終)

△補足▽
○金ハどこへ仕末して居ましたか

穴蔵で有りました。その穴蔵は見世蔵の方が二間四面程、中蔵の方が二間ニ九尺程でした。何れも梯子が有つて降りてゆくのです。現金ハ皆こゝに始末して置くのです。

穴蔵の上を覆ふ畳は一種別の製法でして、如何ニあけ下ろしても少しもごみの立たぬ様ニ出来て居ました。是れを先つ上げ、次ニ床戸をひきあげさて、後ニ穴蔵へ這入るといふ工合であつたのです。中へ這入つて背高き人が立つて充分上があく程

の高さがありました。

○毎日如何う云う風に金の仕末をしましたか

毎日三十万両位出シ入レするので有ります。今の様に紙幣が有りますれば何でも有りませんけれど、千両箱の三百七、八十も下に二人階子（たか）の中段ニ居てさし上げる、上から取りて運ぶ、まるで畳の上の車力をやつたのです。口で三百で有りますが、毎日々々出し入れをするのでなく運動になつてよい位の騒でハ有りません。之ハうちものばかりで有りますけれど、其外に預物なども有りますから、二間四方の金庫ハいつも一杯です。

○金銀の外に銭の方ハどうでしたか

銭の方ハあまり置きません。高々十貫か十五貫位のもので。日々以て五六十程つゝ来た日もありました。素々穴蔵へハ入れませぬ。明治四、五年の頃でしたか浅草観音の賽銭を持ち込まれ、カマスで元蔵へしまつた事が有りました。

○飛脚

両替に關して重要な御用は飛脚、つまり御用状、今日で云へハ通信御用と云ふやうなる事で有ります。例へば為替御用のために城中へ出頭すると、維新前ハ殊に多かつたのですが通信御用がきつと有る。仕立御用即發送を命ぜらるゝ飛脚屋へ云つてそれ〳〵手都合をするのですが、其ニハ三日切、五日切及正六の三種あります。三日切といふのは前後の二日と五日間に京なり大阪なりへ御用を届けられよらしい。之が最急行で仕立が二

十五両でした。

飛脚屋ニ京屋、江戸屋、島屋などかあります。京都方面の書状ハ京屋及吉村へ廻はしたのです。大阪方面のは江戸屋、この他のは島屋といふ様ニ大体區別して廻はしました。例へば御殿へ行つて御用を聞いて来ると京屋なり何処なりへ其事を云つてやると其店の若者が飛んで来る、京屋の方でハ又口がかゝると得意々々へ触れて歩いて得意をとるので有ります。之を挿込といふので有ります。一信二十五両といふ、夜の四ツ時が發送の時です。大變高い様ですけれども其のみでハ二十五両が五十両でも利益にならん、此挿込といふのが大變利益になるので有ります。

正六の方ハ前後二日を加えますと八日目に先方に届くので有ります。之ハ七両二歩で有ります。七両二歩でも挿込が大變便利なもので、飛脚屋の方でも此をひどくよろこんだものです。挿込の方ハ三歩で得意の方でも大抵此便に托したものです。三日切といふのは減多になく、有つても政府位のもので有りました。政府の御用といふのは随分有りましたもので通信御用といふのが大抵月千両にのぼつて居りました。

○御殿と申ますのハ何処に御在りましたか

一幕府方ノ内情ハ常ニ奥向ニ出入スル所謂御茶坊主ニヨリテ、之ヲ早く且詳シク聴取ルコトが出来タ。

為換勘定所ハ先の御本丸時代ハ存じませんが、西丸になりました。之はチヨイ〳〵参りました。其ハ阪下門より行けば南の方、大手

門より行けバ北の方中の口よりのぼる処に在りました。こゝで机をならべて役人が控へて居られました。

○御経験の御咄を一つ願たうござります

一度正金を納めにゆきまして、失策をやりました事がござります。

○其時分の御資格は何でありましたか

備で有りました。其頃八十一、二より居るものでないとなかく上へのぼれませんので、私も二三年ゐてもう厭気になった事も有りまして、先輩から大に戒められた事も有りまして。明治五年になりまして初めて連役といふものになりまして、之迄ハ食堂にゐても小供の下にすはつて飯を喫つたのが、俄に上に着席するといふ様になり、黒き茶碗も赤い御紋の有るものになる、どうも妙な感じがしました。

金の護衛をして行つて愈々金庫を開けて員数を調べねばならぬ時になつて、どうしたものか鍵が間ちがつて来てどうしても開ける事が出来ぬ。今なれば電話が有るから早速間に合ふ事も有れ、時間は一時間ほかないので、歩いて御用所から駿河町まで帰つて行く間にハ時間が切れてしもふ、外にせんすでもないの御殿で鋸を借つてゴシ／＼箱を切り割り、金を取り出して上納しました。いやはや飛んだ失策でありまして、常なら遠慮位には御咄にやらなければなりませんところを、いゝ工合にとりなして下さつて無事にすみました。

○両替店の見世

見世は幕末ニハ使用しません。表通りニ仮屏を設け、くゞり戸を開けて出入りをするといふ様な有様です。殊ニ当時物騒な世の中の事とて、毎日官金護衛として十二人つゝの兵士の出張がありました。併し実ハ此兵隊が強盗もするので、時ニ千両箱をかづいて行かれた事なともありました。見世ニハ五十人、六十人位の使用人が常ニ詰めて居りました。

両替店といへは習慣上朝寝を許したもので、是れはまた非常なものでした。今の十時頃ニもならなければ一統起き揃ふといふ段ニハ参りませぬ。併し小僧共の楽しみといふハ此朝寝ばかりで、休日とても至つて少くないのです。

休日ハ正月三日及五節句です。その外ニ正月四日から七日までは半日休みですが、是れは台所と謀し合せて朝寝して十一時頃ニ起き出で、起き出つると共ニ昼飯の柏子木を叩かしむ。巳ニ昼だといふので休みといふ有様、事実上丸休みでした。夷子講ニハ勤番様のお慰みとて、誰れも彼れも発句を作りました。いや途方もない事を言い出して笑の種を作ること少くありません。

以上ハ店の休みですが、此外ニ店ハ休まぬが使用人の休暇といふのが別ニあります。

春の花見 夏の涼み 秋の顔見世
が即ちそれです。

取締上毎夜十時頃夜判と称し点呼がありましたか、休暇日ニハ是れがありません。是れハ殊更ニ齟齬の爲めの大口ニ見たり

かたです。店のものゝ遊ぶ吉原の取引先きハ、仲の町茶や一文
字や、是れハ今でもあります。芝居茶やハ二町目の万やが行き
つけです。是れは松寿院様の御供をして来たといふ由緒のある
ものだといふて仲々威張つたものです。

店の宴会弘めなど多くハ芝居茶屋でやりました。さもなくハ三
囲の神主の家でやりました。三囲ハ呉服店からハ殆ど日参でし
たが、両替店の方ハさうハ参りませぬ。

呉服店でハ悉皆伊勢のものを仕ましたが、両替店の方ハ重もニ
江戸のものを用いました。日光秋葉代参の時などハ前夜大杯の
御馳走があり、当日ハ早朝飯を調へ店のもの不残日本橋まで見
送りするなど、仲々ニ仲間の情誼は厚かつたものです。

(1) 今井典子「大元方『家有帳』」(三井文庫叢書)第八号)
参照。

(2) 三井高喜のこと。明治二〇年一月に家督と三郎助名
前を長男の弁蔵に譲つてゐる。

(3) 文久三年一月二三日駿河町越後屋呉服店台所より出
火、およそ二〇カ町を焼いた。そのさい支払われた弁償
見舞金を曾我兄弟の名にひつかけた「駿河町富士の裾野
で篝たき、表十両、裏五両」とか「駿河町富士のすそ野
の大篝、飯屋のうちへ五両十両」など落首が出廻つた。

(4) 田中のいう横浜売込店とは三井物産会社横浜支店のこ
とを指している。三井物産横浜支店は明治一八年五月七
日払曉四時に出火、全焼した。このため横浜本町四丁目

六一番地から元浜町二丁目の中山寿郎方に仮移転し、明
治一九年一月に本町四丁目四九番地に新築落成した。
馬越恭平はこの当時三井物産東京本社売買方専務兼横浜
支店取締であつた。

(5) 因みに三井銀行横浜分店は、明治一七年一月に元浜
町海岸通り角から本町二丁目に移転している。

(6) 当時三井物産会社社副社長。

(7) 室町家一〇代三井高保の四男高昌のこと。高昌は父高
保の計いで明治三七年三月に絶家東室町家を再興した
が、高保の没した翌年の大正一二年に三井籍に復した。

(8) 合併直後(明治六年三月現在)の両店出身の重役の席
順は左のとおりである。(一)内は大元方役

- 《執事役》 齋藤純造―東京両替店
- 《 》 三野村利左衛門―東京御用所
- 《後見役》 永田甚七―東京両替店
- 元締役 向井一郎兵衛―東京両替店
- 改役 森 藤五郎―東京御用所
- 会計役 麻田左二平―東京両替店
- ” 齋藤専藏―東京両替店
- ” 今井友五郎―東京御用所
- ” 西田善助―東京御用所
- 初役 脇田久三郎―東京両替店

三野村利助—東京御用所
笹山豊平—東京御用所

〔自明治五年至同八年等席人員調書〕三井文庫所蔵史料
本五二七による。

(9) 北家九代高朗のこと。

(10) 明治五年四月より横浜御用所組頭、六年五月に手代八等席となる。

(11) 鳥居坂三井家(現松坂北家)第六代高潔のこと。明治四年五月より横浜勤番役に就いている。

(12) 明治五年四月より横浜御用所組頭、六年五月に手代七等となる。

(13) 今井友五郎、三井銀行監事。

(14) 石川良平、三井銀行監事。

(15) 両替店の場合、平から組頭格に昇るのが通例であり、連役は明治五年四月の改制のさいに加えられたものと思われる。注(27)と比較参照されたい。

(16) 二代目斎藤専蔵が、通勤支配になるのは明治三年九月であり、三代目脇田久三郎は明治四年七月に通勤支配となる。

(17) 参考までに明治五年九月現在の東京両替店の人員構成を記す。

元 締 向井一郎兵衛

御用所詰会計役 麻田左二平

会計役 斎藤専蔵
初 役 脇田久三郎

支配役 藤田富之助
向井小右衛門

森田栄次郎(同年二月高野と改姓)
組頭役

小谷友蔵
田村磯五郎

連役 笹山由三郎

田村清三郎
田中九右衛門

組頭退役雇 増田林右衛門

以下平五名、初元四名、子供七名、雇八名、台所親方上番下男共六名、雇下男五名である(〔自明治五年至八年等席人員調書〕三井文庫所蔵史料 本五二七による)。

なお、桜井与兵衛は明治二年七月一日に死亡、長田豊次郎および宇田川林兵衛は同年一〇月一四日にそれぞれ支配、支配格にて退職している。松井芳蔵は明治五年九月は為換座の支配役、杉本久次郎は大坂為換座支配役であり、遠藤佐々喜の指摘のとおり、かなりの記憶違いがみ

られる。

(18) 三井文庫所蔵史料 本七一二。

(19) 明治十一年一月二十四日副長に就任、その後明治十五年一月四日、日本銀行理事に転任した三野村利助に代わり、三井銀行総長代理副長を務める。

(20) 大阪一等分店取締。

(21) 「奉公録」に左のようにある。

一明治六年一月廿三日日本橋本革屋町三谷三九郎水油五万四千式百拾樽抵当トシテ金四拾五万両(太政官札)貸渡

三野村利左衛門氏扱

三谷ハ市内ニテモ其ノ当時大商家ニテ三谷風ト迄謳ワレタリシト、然ルニ漸々衰微、明治十六年其ノ継嗣奔三郎ヨリ左ノ如キ嘆願書ヲ出スニ至ル、当時九右衛門ハ支配役ヲ勤メ其ノ貸金取立ニ神田淡路町自宅取立出向シタリ

神田区淡路町巷丁目巷番地ニ有之候土蔵ニケ所

家屋壹ヶ所

右ヲ抵当トシテ金千五百円拝借仕難有当暮内入金上納仕度ト種々心配仕候得共、何分届兼候故以書面相願候儀ハ、来一月ヨリ利足金ノ内へ月々金拾三円ツ、相納、五月迄ニハ右家屋売払元利共無相違皆済可仕候間、其迄日延御猶予成被下候様敷願仕候也

明治十六年十二月廿五日

三谷芥三郎印

三井組貸附方御中

(22) この京都分店取付事件は「九右衛門勤務中最大ノ重難事」として「上書」および「奉公録」に顛末が詳しい。

(23) 三井銀行副長中井三平のこと。

(24) 二代目松島吉十郎のこと、明治四年から御用所に勤務した。

(25) 「奉公録」では明治六年となっている。

(26) 三井文庫所蔵史料 統一五四五。

(27) 江戸両替店は大元方宛に慶応二年一月の近火のさい、店員総力をあげて類火を免れたことにつき、太儀料あるいは別宅への合力料を書き出したものを提出している。それによると江戸両替店の使用人は

加判名代一名、勘定名代一名、後見格一名、通勤支配役二名、支配役一名、組頭役二名、組頭格二名、組頭日勤雇二名、平頭中登り以上三名、平同以下四名、平二名、初元三名、角前髪二名、子供五名、家守役店日勤三名、台所親方一名、台所上番一名、同角前髪一名、同子供一名、台所出入方四名、同日雇四名、部屋男五名、飯糰一名、御草履取一名、髪結一名、同弟子一名

と内訳けされる。ほかに勤番同苗付が二名いる。草履取

も勤番同苗に付くものである(「永要録」三井文庫所蔵史料 本一一〇による)。